

○志木市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する事務取扱要綱

平成29年5月10日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、志木市議会議員政務活動費交付条例（平成13年志木市条例第1号）第8条に規定する政務活動費の使途の透明性の確保に資するために行う収支報告書（同条例第7条第1項に規定する収支報告書をいう。以下同じ。）及び政務活動費に係る領収書等の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧開始日)

第2条 収支報告書及び政務活動費に係る領収書等（志木市情報公開条例（平成16年志木市条例第15号）第8条各号に該当する情報が含まれる場合は、当該情報に係る部分を除く。以下同じ。）（以下「報告書等」という。）の閲覧は、当該報告書等の提出期限の末日の翌日から起算して30日を経過した日からすることができる。

(閲覧場所等)

第3条 報告書等の閲覧場所は、志木市議会図書室管理規程（昭和61年志木市議会訓令第1号）に規定する志木市議会図書室とする。ただし、議長がこれにより難いと認める場合は、議長が指定する場所とすることができる。

2 報告書等の閲覧時間は、志木市の休日を定める条例（平成2年志木市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧手続)

第4条 報告書等を閲覧しようとする者は、政務活動費収支報告書及び領収書等閲覧請求書（別記様式）に必要事項を記入し、これを議長に提出しなければならない。

2 報告書等の閲覧は、これを複写したもの（以下「複写版」という。）をもって行う。

(報告書等の写しの交付)

第5条 議長は、複写版の写しを交付することができる。

2 複写版の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第6条 報告書等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、複写版を第3条第1項に規定する場所以外に持ち出してはならない。

2 閲覧者は、複写版を丁寧に取り扱い、破損、汚損その他議長が禁止する行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が前条各項の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公表)

第8条 議長は、報告書等を、当該報告書等の提出期限の末日の翌日から起算して30日を経過した日から志木市議会ホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に存する報告書等(議長が指定するものに限る。)に係る第2条の規定の適用については、同条中「当該報告書等の提出期限の末日の翌日から起算して30日を経過した日」とあるのは、「この告示の施行の日」とする。

別記様式（第4条関係）

政務活動費収支報告書及び領収書等閲覧請求書

志木市議会議長 様

年 月 日

住所

氏名
(代表者)

年 度	閲覧の範囲	備 考
	全て ・ 一部	

注1 閲覧の範囲については、いずれかを○で囲んでください。

2 一部を閲覧する場合は、備考に議員名等を記入してください。